

弊社は地域社会への貢献の一環として、以下のように瑞穂町と「災害時等における車両の提供に関する協定」を締結いたしました。

瑞穂町のホームページ



瑞穂町 未来にずっとほこれるまち

役場案内 新

[暮らし・手続き](#) [健康・福祉](#) [子育て・教育](#) [観光・イベント](#) [環境・まちづくり](#) [事](#)

ホーム > [暮らし・手続き](#) > [防災・防犯情報](#) > [防災情報](#) > [災害時等における車両の提供に関する協定の締結につ](#)

[シェア](#) [ツイート](#) [LINEで送る](#)

災害時等における車両の提供に関する協定の締結について

■ 更新日 令和2年6月1日 ■ ページID 7459 [印刷](#)

町では、総合観光バス株式会社と「災害時等における車両の提供に関する協定」を締結しました。
この協定は、瑞穂町地域防災計画に基づき、災害時等における人員（傷病者を含む。）の搬送、物品の輸送等において、総合観光バスが所有する車両の提供を受けるために必要な事項を定めたものです。

関連ファイル

[災害時等における車両の提供に関する協定書](#) (PDF形式 149KB)
※PDFファイルの閲覧には、Adobe Acrobat Reader (外部リンク)が必要です。

このページについてのお問い合わせ先

住民部 地域課 安全係
〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地
[電話](#) 042-557-7610 [ファクス](#) 042-556-3401 [メールフォーム](#)
[受付時間](#) 平日の午前8時30分から午後5時まで